

四日市市告示第137号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、博物館における歳入金の収納事務を次のように委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成30年3月27日

四日市市長 森 智広

1 委託する事務

四日市市立博物館の観覧料収納事務

2 委託を受ける者

アクティオ株式会社

3 委託期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

(教育委員会 博物館)